

# 公益社団法人精密工学会 大規模環境の3次元計測と認識・モデル化技術専門委員会 会則

## 第1条 (名称)

本専門委員会は「精密工学会大規模環境の3次元計測と認識・モデル化技術専門委員会」と称する。(以下「本会」とする)

## 第2条 (目的)

本会は、大規模環境の3次元計測データからユーザが業務で必要とする構造化されたモデルへの変換技術に焦点をあて、計測やモデル化に携わる民間企業から現場のニーズを広く調査するとともに、国内・海外の大学や計測機器メーカー等で実施されている3次元環境の計測・認識・モデル化の先端的技术に関する技術紹介や講習会を行い、大規模3次元環境測定技術や測定データの実務への導入促進や、新たな利活用に有益となる情報収集や議論の場を提供し、当該分野の技術発展に寄与するとともに、精密工学の発展に資することを目的とする。

## 第3条 (活動)

本会は前条の目的を果たすために次の活動を行う。

- (1) 総会 (年1回)
- (2) 定例研究会、基礎技術講習会、研究成果デモ発表会、講演会、見学会、シンポジウム
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第4条 (設置期間)

本会の設置期間は2012年2月から4年とする。ただし、必要に応じて設置期間を延長することができる。

## 第5条 (委員)

本会の委員は次の4種類とする。

- (1) 企業委員 事業の法人
- (2) 企業個人委員 従業員数名以下の企業に属し、本会で承認された者
- (3) 個人委員 大学・公的研究所の教職員
- (4) 個人学生委員 大学・高専の正規学生

2. 本会の委員は、定例研究会、研究成果デモ発表会に無料で参加できる。企業委員は、最大3名まで参加できる。企業個人委員、個人委員、個人学生委員は、委員一名のみが参加でき、代理出席もできる。
3. 本会の委員は、基礎技術講習会へ通常の参加費の半額で参加できる。
4. 本会の委員は、本専門委員会の研究・調査の成果を入手し利用することができる。

## 第6条 (活動基金および会費)

本会は本会年会費ならびに基礎技術講習会参加費をその活動基金とする。

2. 本会の年度別会費 (以下年会費という) は、次の通りとする。
  - (1) 法人委員の年会費は3万円とする。但し、法人委員が精密工学会賛助会員ではない場合は年会費を6万円とする。

- (2) 個人企業委員の年会費は1万円とする。
- (3) 個人委員の年会費は3千円とする。
- (4) 個人学生委員の年会費は1千円とする。
- 3. 本会への入会が10月以降の場合には年会費が半額に減額される。
- 4. 必要あるときは臨時に分担費を納めるものとする。

#### 第7条 (入会および退会)

本会に入会を希望する者は、入会申込書を本会の事務局あてに申し込むものとする。

- 2. 本会の委員は本会の終了解散により、その資格を失う。
- 3. 本会の委員が本会を退会しようとする時は、委員長の承認を得なければならない。退会の承認により委員の資格を失う。

#### 第8条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 専門委員会を代表し、本会の運営を統轄する。
- (2) 副委員長 1名 委員長を補佐し、必要な場合には委員長の業務を代行する。
- (3) 幹事 若干名 委員長を補佐し、会務を処理する。
- (4) 会計監事 1名 本専門委員会の会計を監査する。
- 2. 委員長は総会において会員の互選により定める。
- 3. 副委員長、幹事、会計監事は委員長の指名により委員より選出する。
- 4. 役員任期は1年とし、重任を妨げない。

#### 第9条 (総会)

本会の総会は、原則として年1回開催する。

- 2. 委員長は必要と認められた時、または委員からの要請がある時は、臨時総会を開くことができる。
- 3. 総会の定足数は会員総数の半数以上の出席を必要とし、議決は出席会員の過半数の合意を必要とする。

#### 第10条 (事業年度および会計年度)

本会の事業年度および会計年度は毎年2月1日より1月31日とする。

#### 第11条 (会則の改訂)

この会則の改訂は総会において出席者の3分の2以上の議決によって行うことができる。

付 則 この会則は2012(平成24)年2月1日から施行する。